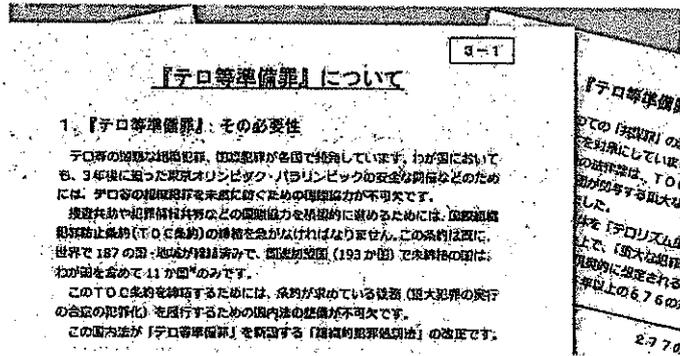


# 「共謀罪」法案 自民資料

## 答弁不能 虚構の説明

自民党政務調査会は3月31日、「テロ等準備罪」についてと題する資料（A4判、3頁）を党所属国会議員あてに一斉に送付しました。同党が早期審議入りを狙う「共謀罪」法案について「法案の必要性や内容について国民に分かりやすく丁寧な説明をすることが必要」だとし、「地元で説明される際のご参考、また、お手元資料、配布資料などとしてご利用下さい」などと呼びかけています。

その中身は、すでに野党側の国会論戦によって破綻したごまかしを一方的に主張しているだけ。「虚構」ばかりの説明資料です。国民の反対の声が多数となるもと、政府・自民党の焦り



「共謀罪」法案についての自民党資料

が表れています。資料では、「必要性」として、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結のために「国内法

の整備が不可欠」とし、「この国内法が『テロ等準備罪』を新設する『組織犯罪処罰法』の改正」だなどと強調しています。

しかし、TOC条約がマフィアや暴力団による経済犯罪対策、マネーロンダリング（資金洗浄）への対処を目的としたもので、「テロ対策」を含まないことは、これまでの国会審議で徹底的に明らかにされています。「テロ対策」を盛り込まないといふとTOC条約が締結できないかのような言い分は破綻済みです。

また同罪の「成立要件」に関して、「組織的犯罪集団に入っていない一般の方々が、処罰の対象になることはありません」としていますが、政府は国会の質疑で、一般の団体でも組織的犯罪集団と「一変」することを認めています。「組織的犯罪集団」の範囲も、法案で「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」としているように、テロとの関係のない「その他の」犯罪集団も含まれることは明白で、全く限定されていません。

資料では、「対象犯罪」を676から277に絞り、「組織的犯罪集団が関与することが現実に想定されるもの」に限定したと「説明」しています。しかし、「関与が現実に想定されない」「もを入れたこと自体が問題で、過失犯などそもそも共謀罪が成立しえないものを取り除いた結果にすぎない」となどには触れていません。これらは全て、国会で議論され、破綻した言い分です。自分に都合のいい中身を一方的に述べているだけの虚構の資料というほかありません。

資料では、「必要性」として、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結のために「国内法